

長野県と株式会社八十二銀行との地方創生に向けた連携に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と株式会社八十二銀行（以下「乙」という。）は、相互の連携により、地方創生に向けた取組推進を通じて、長野県内各地域の活力創出を目指し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が有する人的資源と知的資産を活用し、相互の幅広い連携・協力関係を深め、「地域産業競争力の強化」および「まちづくり・ひとづくり」といった地方創生に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）「日本一創業しやすい環境づくり」へ向けた支援に関する事
- （2）次世代産業創出、および成長産業育成といった「信州の産業」創出へ向けた支援に関する事
- （3）企業立地や誘致、および移住・交流促進といった「信州の人口増加」に資する支援に関する事
- （4）魅力ある観光地域づくり、および県産品のPR・販路開拓を通じた「信州ファン」を増やす取組支援に関する事
- （5）その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関する事

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を円滑且つ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 本協定の連携における個人情報の取扱いについては、別途覚書を定めて対応することとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、更に3年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（細則）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲と乙が協議して定める。

（附則）

平成26年3月26日付けで甲と乙とが締結した「長野県と株式会社八十二銀行との移住・交流推進に向けた連携に関する協定」は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成27年4月27日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事
阿部 守一

乙 長野市岡田178-8
株式会社八十二銀行 取締役頭取
湯本 昭一